平成２８年（フ）第３１３６号
東京都練馬区豊玉南２丁目17―７―104
債務者　吉田　子優
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻庭　広樹
4　破産債権の届出期間　平成28年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年７月７日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０号
茨城県かすみがうら市戸崎2504番地４、前住所茨城県かすみがうら市宍倉6211番地８　Ｓｕｎふぁみりぃ
債務者　服部　智美（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　和夫
4　破産債権の届出期間　平成28年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月１日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第５１号
茨城県かすみがうら市稲吉４丁目10番16号　サンコーポＡ―202
債務者　野村　優子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三輪　和夫
4　破産債権の届出期間　平成28年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月１日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第５５号
茨城県稲敷郡阿見町中央３丁目９番７号
債務者　大塚　紀子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙田　知己
4　破産債権の届出期間　平成28年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年８月８日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
兵庫県多可郡多可町中区西安田718番地57
債務者　戸田　光彦
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　破産債権の届出期間　平成28年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第１８０５号
神戸市東灘区本庄町１丁目３番12―505号（前住所地）神戸市東灘区西岡本２丁目７番１―642号
債務者　中村　光孝
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　敏信
4　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２２号
三重県度会郡度会町棚橋168番地２　やまびこ２―102号
債務者　北村　美穂
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第２６７号
川崎市川崎区日進町９番地17　喜多野　７号室、申立時の住所千葉県市川市欠真間２丁目３番３号　（市川荘207―Ｂ号）
債務者　柿﨑　省範
1　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５１号
岡山県総社市門田1295番地　ラ・パレット201
債務者　赤木　秀次
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
岡山県倉敷市上東663番地２　レインボーパレスＣ102
債務者　北谷　　栄（旧姓棚橋）
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
岡山県倉敷市南畝２丁目９番７号
債務者　井上　　進
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
松江市八幡町716番地７
債務者　安達奈津子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０６号
大阪市東淀川区井高野４丁目２番２―402号
債務者　高橋　弥生
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８８６号
大阪府東大阪市荒川３丁目２番15―508号、前住所大阪府東大阪市荒川３丁目２番15―232号
債務者　木村　英夫
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８９３号
大阪市住吉区苅田９丁目７番４―201号
債務者　岡野　昭彦
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部